APRIL 4, 2006 JAPANESE OFFICE ACTION

(4 PAGES)

整理番号:03P00739 発送番号:137351 発送日:平成18年 4月 4日 1

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願２００３－１７７１１７
起案日	平成１８年 ３月３１日
特許庁審査官	柿崎 拓 ３３３１ ３Ｘ００
特許出願人代理人	鈴江 武彦（外 ３名） 様
適用条文	第２９条第２項、第３６条、第３７条

18.6.-3

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものである。これについて意見があれば、この通知書の発送の日から６０日以内に意見書を提出して下さい。

理 由

１．この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第３６条第６項第１号に規定する要件を満たしていない。

記

本願の請求項１には、発光体と光学手段との位置関係、光学部材の形状、可動手段の可動状態、発光タイミング等が記載されていない。したがって、本願の請求項１に記載された発明は、あらゆる実施形態、例えば、複数の発光体がすべて発光しつづける照明装置や、可動手段が回転し続けない照明装置をも含む。しかし、当該事項は、当初明細書及び図面には記載されていない。

したがって、請求項において、発明の詳細な説明に記載された、発明の課題を解決するための手段が反映されていないため、発明の詳細な説明に記載した範囲を超えて特許を請求している。

本願の請求項２，１６，３４についても同様である。

２．この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第３６条第６項第２号に規定する要件を満たしていない。

記

１）本願の請求項１において、「…Ａ．前記拡散光を被照明領域に導く少なくとも一つの光学手段と、…Ｂ．前記被照明領域に導かれた前記拡散光の単位時間あたりの光量が所定範囲内になるように、前記可動手段と前記点灯制御手段とを連

OL

係して動作させることを特徴とする照明装置。」と記載されている。

下線部Ｂ．の記載は、機能・特性により特定している。しかし、光学手段が具体的に記載されておらず、光学手段と光源との位置関係も不明であり、また、当該機能・特性を可能にする手段（計測機器等）が記載されていないため、下線部Ｂ．においてどのようなものをどのように制御しているのか、当該機能・特性等を有する具体的な物を想定できず、発明の範囲は明確ではない。

本願の請求項２，１６についても同様である。

２）本願の請求項５において、「…前記光学手段は２つを１セットとして少なくとも１セットを有し、前記各セットの光学手段は、前記回転中心に対して点対称となる前記円周上の位置に射出されている前記拡散光を前記被照明領域に導く、ことを特徴とする請求項１又は２に記載の照明装置。」と記載されているが、光学手段がどのようなもの、形状であるのか、記載されておらず、当該機能・特性等を有する具体的な物を想定できず、発明の範囲は明確ではない。

本願の請求項６についても同様である。

本願の他請求項についても、光学手段がどのようなものであるか不明であるため、不明確である。

３．この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

記

・ 請求項１－３９
・ 刊行物１－５
・ 備考

刊行物１には、被照明領域を照明する照明装置において、拡散光を射出する発光面を有する複数の発光体（光源：１）と、発光体を円周上に整列して配置した光源部と、前記拡散光を被照明領域に導く少なくとも一つの光学手段（回転反射体：２）と、前記円周の中心を回転中心として前記光学手段を回転可能に駆動する可動手段と、前記複数の発光体の発光タイミングを制御する点灯制御手段（タイミング制御回路：６，電源回路：７）と、を具備した照明装置が記載されてい

る。

光源として、ＬＥＤ及び発光体基板を用いることは当業者が容易に想到し得たことである。

光源の光量、発光面の面積を調整することは例を挙げるまでもなく周知の技術である。

放熱のため放熱排気手段を設けることは当業者にとって周知の技術である。

反射防止処理、遮光処理をおこなうことは当業者にとって周知の技術である。

光源の前に導光手段を設けることは、刊行物２，３，４に記載されている。

光量をモニターすることは、刊行物５に記載されている。

微小反射プリズムは当業者にとって周知の技術である。

４． この出願は、下記の点で特許法第３７条に規定する要件を満たしていない。

記

本願が解決しようとする課題は、「…にＬＥＤのような発光体を多数配列して同時点灯により光量を稼ごうとする方法では為し得なかった、光量の安定した照明が効果的に図られる照明装置及びそれを用いた画像投影装置を安価に提供することを目的とする。」（第１４段落）であるが、独立請求項１，３４には、当該課題を解決するための手段が明記されておらず（理由１参照）、請求項１，３４に記載される発明が解決しようとする課題は、当該課題だとは認められない。

また、請求項１，３４に記載される発明に共通する発明特定事項は、円周上に整列して配置した発光体、光学手段であるが、当該事項は刊行物１に記載された事項であり、新規の事項ではない。

このように、請求項１，３４に記載される発明には、主要部が存在しないため、特許法第３７条第２号に規定する関係を有すると認められない。

また、請求項１，３４に記載される発明は、特許法第３７条第３号、第４号、第５号に規定する関係のいずれを満たすものとも認められない。

この出願は特許法第３７条の規定に違反しているが、すべての請求項に係る発明について審査をおこなった。

整理番号:03P00739 発送番号:137351 発送日:平成18年 4月 4日 4/E

なお、今後の審査の過程において、依然として出願の単一性を満たさない請求項があり、審査に格別な負担を生じるときは、理由１により拒絶査定となる場合があるので、注意されたい。

刊 行 物 一 覧

1.特開２０００－２９４４９１号公報
2.特開平１１－３５２５８９号公報
3.特開平０７－０９８４１６号公報
4.特開２０００－２０６４５５号公報
5.特開平０９－２００６６２号公報

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野 ＩＰＣ Ｆ２１Ｖ１９／０２

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

特許審査第 ２部 生活機器（照明） 塚本 英隆
ＴＥＬ．０３（３５８１）１１０１ 内線 ３３７０